

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
NACCS(港湾サブシステム)利用	支出負担行為担当官 須野原 壱 港湾局 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年4月1日	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)	会計法第29条の3第4項	—	314,647,198	—	—	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)は、港湾法50条の2第6項第1号の規定により、国土交通大臣が管理する唯一の電子情報処理組織として指定されている港湾サブシステムを開発・運営する唯一の業者であるため。	1	
企業情報提供業務	支出負担行為担当官国土技術政策総合研究所副所長松本清次 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	平成21年4月1日	(財)建設業技術者センター	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	—	本業務は、港湾・空港・海岸整備事業における業務執行の効率化及びコスト削減を目的として、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾CALSシステムに監理技術者等有資格者情報及び建設業者情報を提供するものである。上記企業情報をデータベース化し一元的に管理・提供している法人は、建設業法施行規則第17条の34により、監理技術者資格者証の交付を行なう国土交通大臣の指定資格者証交付機関と定められた(財)建設業技術者センターをおいて他にない。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により(財)建設業技術者センターと随意契約を締結するものである。	12	
電子複合機販貸借及び同保守契約	支出負担行為担当官 海難審判所長 山田 壇三郎 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ㈱ 東京都文京区本郷2-4-4	会計法第29条の3第4項	—	4,350,708	—	—	本契約は平成22年度まで契約を継続することを前提とし、平成17年度に一般競争入札を行い、平成18年4月1日に契約を締結したものであり、平成21年度において本機器を継続販貸借することができる者は同社しかいないため。	5	
郵便料金計器買賣借契約	支出負担行為担当官 海難審判所長 山田 壇三郎 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年4月1日	ピツニーポウズジャパン ㈱ 東京都品川区戸越1-7-1	会計法第29条の3第4項	1,219,044	1,219,044	100.0%	—	本契約は平成22年度まで契約を継続することを前提とし、平成17年度に一般競争入札を行い、平成18年4月1日に契約を締結したものであり、平成21年度において本機器を継続買賣借することができる者は同社しかいないため。	5	
東北地方整備局庁舎借上1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎 和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	三菱地所(株) 東北支店 仙台市青葉区国分町3-6-1	会計法第29条の3第4項	—	105,700,996	—	—	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の貸しビルにより対処しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借り上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、平成21年度も継続して会計法第29条の3第4項に基づき、三菱地所(株)東北支店と随意契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所庁舎借上1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎 和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7-1 4-4	会計法第29条の3第4項	—	39,590,460	—	—	当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の貸しビルにより対処しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借り上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、大和情報サービス(株)と随意契約を行うものである。	19	
庁舎清掃1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎 和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	(株)三菱地所プロパティマネジメント 東京都千代田区丸の内3-3-1	会計法第29条の3第4項	—	4,662,000	—	—	当局が庁舎として借り上げている花京院スクエアの賃貸借室内の清掃については、管理の万全を期すため賃貸人三菱地所(株)の代理人である(株)三菱地所プロパティマネジメントに委託することを庁舎の賃貸借契約書で取り交わしている。従って、庁舎清掃については、会計法第29条の3第4項に基づき、当ビルの管理業務を行っている(株)三菱地所プロパティマネジメントと随意契約するものである。	19	
電気料	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	(株)三菱プロパティマネジメント 東京都千代田区丸の内3-3-1	会計法第29条の3第4項	—	6,430,000	—	—	当局が庁舎として借り上げている民間所有の貸しビルの賃貸フローに供給される照明等の使用料、賃貸借条件により、賃貸者指定の者の請求に対し支払うこととしているため。	19	
後納郵便料	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	郵便事業(株)仙台支店 宮城県仙台市青葉区北目町1-7	会計法第29条の3第4項	—	2,302,000	—	—	唯一の供給機関であるため	9	
ETCカード使用料	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	東日本高速道路(株)東北支社 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1	会計法第29条の3第4項	—	1,943,000	—	—	唯一の供給機関であるため	19	
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	愛宕産業(株)東北支店 仙台市青葉区一番町1-1-8	会計法第29条の3第4項	29,435,000	27,555,000	93.6%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	出花産業(有) 仙台市宮城野区中野字杉本8	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	みずほ信託銀行(株)不動産ストディ部長 東京都中央区八重洲1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,528,000	3,528,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	(株)プロパティマネージメント 東京都中央区日本橋室町3-2-15	会計法第29条の3第4項	1,677,750	1,677,750	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年6月1日	管理人仙台地方裁判所 仙台市青葉区片平1-6-1	会計法第29条の3第4項	6,210,000	6,210,000	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	松栄不動産(株) 仙台市宮城野区柳岡1-2-8	会計法第29条の3第4項	12,619,600	12,619,600	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の横拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	(株)ハウスメイトパート 一ナーズ仙台支店 仙台市宮城野区名掛丁 128	会計法第29条の3第4項	4,452,000	4,452,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 河崎和明 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	12,192,000	12,192,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
港湾施設用地使用料	分任支出負担行為担当官 青森港湾事務所長 中本 麗 青森市本町3-6-34	平成21年4月1日	東青地域県民局長 青森市幸町76-4	会計法第29条の3第4項	8,315,505	8,315,505	100.0%	-	本件は、事務所敷地及びケーンソーヤード敷地の使用料を支払うものである。事務所及びケーンソーヤードは、既に当該敷地に設置済みであり、当該敷地の所有者である青森県と随意契約するものである。	5	
土地使用料(1,800m <sup>2</sup> )	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	平成21年4月1日	青森県知事 青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,238,432	1,238,432	100.0%	-	本業務は、東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所が業務を行うため設置した、所管財産である工事課庁舎が設置されている敷地を借り上げるものである。当該敷地は、昭和11年に八戸港の事業実施を行う上で必要な工事課庁舎を設置し、現在も使用しているが、新たな敷地を借り上げ又は購入し、所管財産である工事課庁舎を移設又は新設した場合、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から機策ではないく、加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことなどが懸念される。以上のことから、当該敷地は八戸港の事業実施に最も適した敷地であり、所有者である青森県は本件を履行できる唯一の者であるよって、会計法第29条の3条4項に基づき青森県と随意契約を行うものである。	5	
土地使用料(6,487.983m <sup>2</sup> )	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	平成21年4月1日	三八地域県民局長 八戸市河原木北沼1-1 31	会計法第29条の3第4項	2,152,977	2,152,977	100.0%	-	本業務は、今年度の八戸港港湾整備を実施する上で必要な、各種ブロックを仮置する用地を借り上げるものである。本業務の実施にあたっては、海上工事である防波堤整備に必要なブロックの仮置場として借り上げるものであり、条件として当該物品を海上搬送するため工事用船舶を接岸する岸壁を要し、且つ、ブロックを借り置きする広さのあることが求められる。当該用地は、八戸港内の岸壁に隣接しており、当局の希望する条件に合致している。他にこの様な条件の用地を探することは難しい。当該用地は港湾施設用地であり、所有者は港湾管理者である青森県(三八地域県民局)であり、本件を履行できる唯一の者である。よって、会計法第29条の3条4項に基づき、三八地域県民局と随意契約を行うものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地使用料(4,811.461m <sup>2</sup> )	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	平成21年4月1日	三八地域県民局長 八戸市河原本北沼1-1 31	会計法第29条の3第4項	1,596,635	1,596,635	100.0%	-	本業務は、今年度の八戸港港湾整備を実施する上で必要な、各種ブロックを仮置する用地を借り上げるものである。本業務の実施にあたっては、海上工事である防波堤整備に必要なブロックの仮置場として借り上げるものであり、条件として当該物品を海上搬送するため工事用船舶を接岸する岸壁を要し、且つ、ブロックを借り置きする広さのあることが求められる。当該用地は、八戸港内の岸壁に隣接しており、当局の希望する条件に合致している。他にこのような条件の用地を探することは難しい。当該用地は港湾施設用地であり、所有者は港湾管理者である青森県(三八地域県民局)であり、本件を履行できる唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、三八地域県民局と随意契約を行うものである。	5	
土地使用料(8,094.26m <sup>2</sup> )	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	平成21年6月22日	三八地域県民局長 八戸市河原本北沼1-1 31	会計法第29条の3第4項	2,862,392	2,862,392	100.0%	-	本業務は、今年度の八戸港港湾整備を実施する上で必要な、各種ブロックを仮置する用地を借り上げるものである。本業務の実施にあたっては、海上工事である防波堤整備に必要なブロックの仮置場として借り上げるものであり、条件として当該物品を海上搬送するため工事用船舶を接岸する岸壁を要し、且つ、ブロックを借り置きする広さのあることが求められる。当該用地は、八戸港内の岸壁に隣接しており、当局の希望する条件に合致している。他にこのような条件の用地を探することは難しい。当該用地は港湾施設用地であり、所有者は港湾管理者である青森県(三八地域県民局)であり、本件を履行できる唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、三八地域県民局と随意契約を行うものである。	5	
釜石港湾事務所久慈港管理棟用地借上 1式	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年4月1日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1 -1	会計法第29条の3第4項	2,161,200	2,161,200	100.0%	-	本件は、釜石港湾事務所久慈港管理棟用地を借り上げるものである。当該土地は、当事務所久慈港出張所を設置するためのものであり、久慈港及び工事現場等に近隣した場所でなければならない。また、工事等で使用する機器類を仮置することもあり、仮置するための面積の確保及び運搬作業等の効率から当該用地を使用することが最も良いと判断される。当該用地は、岩手県が所有するものであり代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港湾港湾施設占用料 1式	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年4月1日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1 -1	会計法第29条の3第4項	1,088,316	1,088,316	100.0%	-	本件は、久慈港湾口防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地は、ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
久慈港湾口防波堤ケーソン製作用地借上 1式	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年4月1日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1 -1	会計法第29条の3第4項	11,550,000	11,550,000	100.0%	-	本件は、久慈港湾口防波堤用のケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地は、ケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
石巻港出張所敷地及び資材置場借上 1式	塙益港清・空港整備事務所長 轟 塞 貴 宮城県多賀城市明月1-4-6	平成21年4月1日	(有)五本松 宮城県石巻市大街道東 2丁目10-81	会計法第29条の3第4項	2,227,668	2,220,000	99.7%	-	本件は、石巻港出張所及び資材置場の借上を行うものである。石巻港出張所及び資材置場は平成3年8月1日より引き継ぎ借上してきたものであり土地所有者は(有)五本松であり、本件を履行できる唯一の者である。競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に基づき(有)五本松と随意契約をするものである。	5	
塙益港明月宿舎外借上 1式	塙益港清・空港整備事務所長 轟 塞 貴 宮城県多賀城市明月1-4-6	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,656,000	1,656,000	100.0%	-	場所が限定されることにより、供給者が一つに特定される賃貸借契約	5	
港湾施設用地使用料	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 小澤敬二 秋田市土崎港西1-1-49	平成21年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-4 -1	会計法第29条の3第4項	5,610,780	5,610,780	100.0%	-	供給者が一に特定されるとしている賃貸借契約等であって当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
港湾施設用地使用料(その2)	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 小澤敬二 秋田市土崎港西1-1-49	平成21年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4-4 -1	会計法第29条の3第4項	2,740,760	2,740,760	100.0%	-	供給者が一に特定されるとしている賃貸借契約等であって当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
酒田港ケーソンヤード用地外借上	分任支出負担行為担当官 酒田港湾事務所長 小路泰広 酒田市光ヶ丘5-20-17	平成21年4月1日	山形県知事 山形市松波2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,220,096	2,220,096	100.0%	-	当該土地は、酒田港整備のため工事用作業用地として駆使して借りており、場所が限定され供給者が山形県に特定されることから、平成22年度も継続して会計法第29条の3第4項に基づき、山形県知事と随意契約を行うものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料 (7,027.01m <sup>2</sup> )	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町65	平成21年4月1日	福島県知事佐藤桂平 福島県福島市杉妻町2 -16	会計法第29条の3第4項	2,528,163	2,528,163	100.0%	-	当該用地は、平成21年度小名浜港東港地区工事において使用する披覆ブロックの仮置きを行うための用地であり、積出施設に隣接している当該用地は作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	
相馬港港湾施設使用料(6,488.42m <sup>2</sup> )	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町65	平成21年4月1日	福島県知事佐藤桂平 福島県福島市杉妻町2 -16	会計法第29条の3第4項	1,000,387	1,000,387	100.0%	-	当該用地は、平成21年度相馬港本港地区工事において使用する各種ブロックの仮置きを行うための用地であり、積出施設に隣接している当該用地は作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	
小名浜港港湾施設使用料 (32,808.74m <sup>2</sup> )	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町65	平成21年4月1日	福島県知事佐藤桂平 福島県福島市杉妻町2 -16	会計法第29条の3第4項	12,158,220	12,158,220	100.0%	-	当該用地は、平成21年度小名浜港工事において使用するケーン製作等を行うための用地であり、進水・打撃施設に隣接している当該用地は作業効率及び経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	

契約名稱及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
相馬港港湾施設使用料(6,569.1m) 分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町65	平成21年4月1日	福島県知事佐藤達平 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,823,175	1,823,175	100.0%	-	当該用地は、相馬港整備において使用するケーンヤード等の用地を借り上げるものである。工事現場や水道施設に隣接している当該用地は、作業効率及び経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、相馬港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5		
庁舎清掃業務 1式 仙台港湾空港技術調査事務所長 佐藤 正勝 仙台市宮城野区桜岡6-1-35	平成21年4月1日	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7-14-4	会計法第29条の3第4項	-	1,260,000	-	-	当該契約は、仙台港湾空港技術調査事務所が大和情報サービス(株)から庁舎として賃貸契約を締結しているロイメント仙台の清掃を行なうものである。大和情報サービス(株)は、ロイメント仙台の所有者であるロイメント仙台事業組合から委任を受け、ビルの保守管理を含む総合的な運営業務を行なっており、共用部分や他のテナントを含めビル全体の清掃業務を行なっている。本業務は、職員の勤務時間前に執務室の清掃を行なうものであり、保安面についても信頼できること、またビル全体の清掃業務の経験を有していることから、大和情報サービス(株)が本業務を最も経済的かつ円滑に実行できる唯一の業者である。よって、会計法第29条の3第4項により同社と随意契約を行ったものである。	19		
行政財政情報サービス提供業務 1式 関東地方整備局副局長 梅山 和成 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	平成21年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	-	本業務は、インターネットを通じ行財政情報サービスを閲覧することにより、中央省庁や地方自治体の動向についての詳細な情報及び国内外の政治・経済・社会の最新ニュース及びデータの提供を受け、日常業務に活用するものである。本業務における行政ニュースや各分野の最新データ等の情報は(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しております。本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはないため随意契約するものである。	12		
横浜港南本牧地区灯浮標等保守管理 1式 関東地方整備局副局長 梅山 和成 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-67	平成21年4月1日	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	会計法第29条の3第4項	165,291,000	162,750,000	98.4%	-	本管理は、国及び横浜市が行う南本牧ふ頭建設工事の安全を確保するため、関連施設の保守管理及び工事作業に関する情報等を総括的に管理する体制を横浜市と共同事業として業務遂行するものである。東亜建設工業(株)は、本管理を当局と共同で実施する横浜市が既に契約を予定しているため、同社と契約することによって円滑な対応が図られる。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業(株)と随意契約するものである。	4		

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京国際空港再拡張事業法律問題処理業務 1式	関東地方整備局副局長 梅山 和成 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	平成21年4月1日	弁護士 大森 文彦 東京都千代田区6番町6-20	会計法第29条の3第4項	3,150,000	3,150,000	100.0%	-	本委託業務は、東京国際空港再拡張事業(以下「再拡張事業」という。)における事務・事業の遂行等に係る法律問題について助言を得ることを目的としている。再拡張事業は、関係者調整等に難しい要素を抱える事業であり、事業実施で発生するさまざまな問題点、課題等を速やかに解決し、事業を円滑に推進するためには、契約、建設分野に関する法律的知見を有する者に本業務委託する事が不可欠である。 弁護士 大森文彦は、国土交通省「中央建設業審議会会長代理」、「中央建設工事紛争審査会特別委員」、等を努め、建設分野における総合的な法律的知見を有する第一人者であり、平成15年度より「東京国際空港再拡張事業法律問題処理業務委託」を受託しており、再拡張事業の特性及び契約書等の内容にも精通した唯一の者である。よって、本委託業務は会計法第29条の3第4項により、契約、建設分野に関する総合的な法律的知見を有し、本委託業務の目的を達成するために必要な特定期情報を有している弁護士 大森文彦を選定することとした。	12	単価契約
東京国際空港整備事務所分庁舎借上 1式	関東地方整備局副局長 梅山 和成 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	平成21年4月1日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	84,991,578	84,991,578	100.0%	-	本件は、東京空港整備事務所分庁舎の借上を行うものである。借上物件は羽田空港内に位置していて、事務所との連絡に利便性がある場所であること、借上面積として適切な床面積を有していることが必須である。上記の条件をもとに分庁舎として適切な物件を調査したところ、空港施設(株)所有の当該物件以外に適切な物件は存在せず、平成15年度から借上してきたものであることから他社との競争を許さないため。	5	
東京港直轄施工管理用カメラ設置に係る屋上駐車場借上 1式	東京港湾事務所長 川上泰司 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	平成21年4月1日	オリックス(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	3,769,500	2,520,000	66.9%	-	本件は、平成18年度案件の「東京港直轄施工管理用カメラ設置」において設置した施工管理用カメラの用地として建物の一部を引き継ぎ借りあけるものである。施工管理用カメラの運用においては、東京港臨海道路Ⅱ期事業の現場を確認しつつ、災害時における緊急物資輸送に対応した辰巳の耐震強化岸壁について把握することから、設置場所としては、一定の高さを有した建物屋上等の場所を使用する必要がある。上記の要件を満たす建物等について調査をした結果、当該場所を除き施工管理用カメラの設置場所として使用可能な場所が他に所在しないことが判明したことから、当該借上場所を施工管理用カメラの設置場所として引き継ぎ使用するものである。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、オリックス(株)と随意契約するものである。	5	
土地使用料	関東地方整備局東京湾口航路事務所長 澤木 達 関東地方整備局東京湾口航路事務所 横須賀市新港町13番地	平成21年4月1日	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-16	会計法第29条の3第4項	4,710,641	4,710,641	100.0%	-	本件はコンクリート構造物の仮置場として、東亜建設工業(株)横浜支店所有の追浜ケーソンヤードの一部を借り上げるものである。当該仮置場については平成13年度より借り上げているところであり、コンクリート構造物の移設に係る費用を勘案すると当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により東亜建設(株)横浜支店と随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
港湾施設占用料	関東地方整備局東京湾口航路事務所長 澤木 進 関東地方整備局東京湾口航路事務所 横須賀市新港町13番地	平成21年4月1日	横須賀市長 横須賀市小川町11	会計法第29条の3第4項	2,892,670	2,892,670	100.0%	-	本件は浮標灯の仮置場として、横須賀市所有の久里浜荷さばき地を借り上げるものである。当該荷さばき地については平成20年より借り上げているところであり、浮標灯の移設に係る経費等を勘査すると横須賀市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により横須賀市と随意契約をするものである。	5	
東京湾口航路事務所庁舎敷地借り上げ	関東地方整備局東京湾口航路事務所長 澤木 進 関東地方整備局東京湾口航路事務所 横須賀市新港町13番地	平成21年4月1日	横須賀市長 横須賀市小川町11	会計法第29条の3第4項	1,317,528	1,317,528	100.0%	-	本件は東京湾口航路事務所庁舎の敷地として、横須賀市所有の当該土地を借り上げるものである。借上物件は横須賀新港に位置しており、東京湾口への利便性が良いこと、借上面積として適切な面積を有していることが必須である。上記の条件を勘査すると、横須賀市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により横須賀市と随意契約するものである。	5	
横浜市所有ふ頭用地借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 下迫健一郎 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成21年4月1日	横浜市長 横浜市中区港町1-1	会計法第29条の3第4項	2,147,040	2,147,040	100.0%	-	東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2カ所、神奈川県内に1カ所の計3カ所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、横浜市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により横浜市と随意契約するものである。	5	
千葉県所有港湾施設用地借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 下迫健一郎 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	平成21年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	1,636,180	1,636,180	100.0%	-	東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2カ所、神奈川県内に1カ所の計3カ所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、千葉県所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により千葉県と随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
千葉県所有普通財産(土地)借上1式	横浜港清空港技術調査事務所長 下追健一郎 横浜市神奈川区横本町2-1-4	平成21年4月1日	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	986,514	986,514	100.0%	-	本件は、東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建物等の障害物が無く解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2カ所、神奈川県内に1カ所の計3カ所設置する必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、千葉県所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を避さないため、会計法第29条の3第4項により千葉県と随意契約するものである。	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年4月1日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市江南区茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	1,988,028	1,988,028	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年4月1日	新潟県知事 新潟県新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	1,623,204	1,623,204	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年4月1日	新潟県新潟地域振興局 新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,127,520	1,127,520	100.0%	-	戸舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
家屋買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年4月1日	(有)ハイウェイガード 新潟県糸魚川市大字僖合357-5	会計法第29条の3第4項	1,716,000	1,716,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年6月19日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市江南区茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	5,753,215	5,753,215	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年6月19日	新潟県新潟地域振興局 新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	2,042,035	2,042,035	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年6月19日	新潟県知事 新潟県新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	1,960,200	1,960,200	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年4月1日	新潟県新潟地域振興局 新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	934,235	934,235	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
家屋買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	972,000	972,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成21年4月13日	国際石油開発帝石(株) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-1	会計法第29条の3第4項	933,575	933,575	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
建物買貸借(新築宿舎借上)1式	分任支出負担行為担当官 伏木富山港湾事務所長 大益達夫 富山市牛島新町11-3	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,392,000	1,392,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
南蘇樺宿舎借上1式	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	平成21年4月1日	(株)マグラ 石川県七尾市小丸台2-61	会計法第29条の3第4項	1,380,000	1,380,000	100.0%	-	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	平成21年4月1日	石川県土地開発公社 石川県金沢市幸町12番1号	会計法第29条の3第4項	5,749,500	5,749,500	100.0%	-	戸舎及び作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借1式	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	平成21年4月1日	共和鉄工(株) 石川県七尾市寿町111-2	会計法第29条の3第4項	1,263,160	1,142,529	90.5%	-	戸舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地買貸借	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	平成21年4月1日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	829,190	829,190	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを妨げる場合の根拠区分	備考
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	平成21年4月20日	石川県港湾土地造成事業 石川県金沢市駅月1-1	会計法第29条の3第4項	1,882,380	1,882,380	100.0%	-	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地借上料 1式	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長 二瓶章 敦賀市松栄町2-43	平成21年4月1日	福井県知事 福井県福井市大手3-1 7-1	会計法第29条の3第4項	2,691,850	2,691,850	100.0%	-	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
平成21年度 本局・名古屋港湾事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中部地方整備局 名古屋市港区築地町2番地	平成21年4月1日	名古屋港管理組合 名古屋市港区入船1-8-21	会計法第29条の3第4項	14,911,452	14,911,452	100.0%	-	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
平成21年度 名古屋港湾事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中部地方整備局 名古屋市港区築地町2番地	平成21年4月1日	名古屋港管理組合 名古屋市港区入船1-8-21	会計法第29条の3第4項	5,365,836	5,365,836	100.0%	-	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
平成21年度 名古屋港湾空港技術調査事務所庁舎用地使用料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中部地方整備局 名古屋市港区築地町2番地	平成21年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	10,275,899	10,275,899	100.0%	-	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
官報広告料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中部地方整備局 名古屋市港区築地町2番地	平成21年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	(予定金額) 2,881,935	(予定金額) 2,881,935	100.0%	-	官報広告を行うことができる独立行政法人国立印刷局のみであり、競争を許さないため。	6	
平成21年度 衣浦港の整備に伴い発生する浚渫土砂の投棄料	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中部地方整備局 名古屋市港区築地町2番地	平成21年4月28日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	87,335,640	87,335,640	100.0%	-	衣浦港の整備に伴い発生する浚渫土砂を投棄することができる愛知県知事が管理する衣浦港2号地地区廃棄物処理場のみであり、競争を許さないため。	14	
平成21年度 港湾施設用地使用料(三河港湾事務所用地)	分任支出負担行為担当官 三河港湾事務所長 中部地方整備局三河港湾事務所 豊橋市神野埠頭1番地1	平成21年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,815,000	4,815,000	100.0%	-	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
平成21年度 港湾施設用地使用料(衣浦港湾事務所用地)	分任支出負担行為担当官 三河港湾事務所長 中部地方整備局三河港湾事務所 豊橋市神野埠頭1番地1	平成21年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	4,070,280	4,070,280	100.0%	-	庁舎用地の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
四日市港ケーソン等製作・仮置用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四日市港湾事務所長 中部地方整備局四日市港湾事務所 四日市新正三丁目7番27号	平成21年4月1日	瀬古製粉(株) 四日市市羽津町21-21	会計法第29条の3第4項	5,884,366	5,884,366	100.0%	-	ケーソン等製作・仮置用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
四日市港湾事務所資材置場土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四日市港湾事務所長 中部地方整備局四日市港湾事務所	平成21年4月1日	三交不動産(株) 津市丸之内9-18	会計法第29条の3第4項	1,992,000	1,992,000	100.0%	-	資材置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さない	5	
津松阪港建材資材仮置用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四日市港湾事務所長 中部地方整備局四日市港湾事務所	平成21年4月1日	津市 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4項	2,174,610	2,174,610	100.0%	-	資材置き場用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さない	5	
津松阪港建物賃貸借	分任支出負担行為担当官 四日市港湾事務所長 中部地方整備局四日市港湾事務所 四日市新正三丁目7番27号	平成21年4月1日	(有)市川賀ビル 津市万町津1671	会計法第29条の3第4項	3,720,000	3,720,000	100.0%	-	庁舎用地(土地及び建物)の借入契約について、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
津松阪港津地区(賃貸)工事用土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 四日市港湾事務所長 中部地方整備局四日市港湾事務所	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	2,200,220	2,200,220	100.0%	-	工事用地を借り入れるものであり、場所が限定されることにより、供給者が一に特定され、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	5	

契約名称及び内容	契約欄等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建物賃貸借	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 森川 雅行 近畿地方整備局 神戸市中央区海岸通29	平成21年4月1日	弁天町駅前開発土地信託 代表受託者（株）りそな銀行 不動産営業部 部長 三浦隆文 大阪市中央区備後町2-2-1	会計法第29条の3第4項	—	26,066,772	—	—	本件は平成15年度において事務所建物の老朽化に伴い、工事実施場所に比較的近く、船舶の接岸場所が近くに確保出来、業務スペースも確保できる事を条件に調査したところ、大阪市港区弁天1丁目2番1-700号の弁天町駅前開発土地信託・オーク1番街地上7階部分1,189.39m <sup>2</sup> のみであったことから、当該物件を借り上げる事となり、本年も引き続き大阪港湾・空港整備事務所港湾事務所として、借り上げる事としたため。	5	
大阪港北港南地区航路・泊地（-16m）整備事業より発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 森川 雅行 神戸市中央区海岸通29	平成21年4月1日	大阪市港湾局長 川本 清 大阪市北区中之島1-3-20	会計法第29条の3第4項	—	43,200,000	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	14	
堺泉北港埠2区臨港道路整備事業より発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 森川 雅行 神戸市中央区海岸通29	平成21年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 五百戸俊彦 大阪市北区中之島2-2-2	会計法第29条の3第4項	—	128,205,000	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	14	
堺泉北港埠2区作業用地賃貸借（その1）	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 森川 雅行 神戸市中央区海岸通29	平成21年4月1日	新日本製鐵（株） 建材事業部 堀製鐵所 執行役員製鐵所長 谷本進治 堺市堺区築港八幡町1	会計法第29条の3第4項	—	13,677,168	—	—	本用地賃貸借は、堺泉北港埠2区臨港道路の施工にあたり、作業用地として使用するため借入するものである。臨港道路の施工場所は、新日本製鐵（株）堀製鐵所構内に位置しており、当所の借入条件（近隣の場所、面積等）に見合う用地は新日本製鐵（株）所有の当該用地でないため。	5	
堺泉北港埠2区岸壁（-7.5m）より発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 森川 雅行 神戸市中央区海岸通29	平成21年5月1日	(財)大阪府都市整備推進センター 理事長 岸村隆 大阪市城東区蒲生2-10-28	会計法第29条の3第4項	—	15,600,000	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	14	
庁舎等警備	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 田所 篤博 神戸港湾事務所 神戸市中央区小野浜町7-30	平成21年4月1日	綜合警備保障（株） 神戸市中央区櫻込通4-1-44	会計法第29条の3第4項	—	2,167,200	—	—	当所及び神戸技調の庁舎は、平成20年度に一般競争契約により同社の警備機械が既設されており、同機械の耐用年数（5年）の範囲内であることから、同社と契約すれば撤去もしくは新設の必要がなく、また、耐用年数の途中で警備機械を交換すると、新たな費用が発生することから、引き続き同社と契約を継続した方が安価であるため。	14	
港湾事務所清掃等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年4月1日	関西明装（株） 吹田市江坂町1-23-101	会計法第29条の3第4項	—	2,497,178	—	—	本業務は、港湾事務所が賃借するオーク2ビル内の専有部分の清掃等を行う業務を請負契約するものである。 本業務に際しては、同ビルの管理会社が指定する業者に委託することがビル管理規則に定められている。 関西明装㈱は、管理会社が指定する業者であり、共用部分の清掃も行っている。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により同社と随意契約を締結するものである。	5	
堺泉北港埠2区現場監督員詰所賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年4月1日	大和リース（株）大阪本店 大阪市中央区本町橋5番20号	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100.0%	—	本物件は、平成20年3月1日から3年間のリース契約を条件に大和リース（株）大阪本店から賃貸借しており、本年度も引き続き使用する必要があることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき同社と随意契約を締結するものである。	5	
堺泉北港埠2区作業用地賃貸借（その2）	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年4月1日	（株）新日鉄都市開発 関西支店 大阪市北区中之島3-2-4	会計法第29条の3第4項	—	6,961,320	—	—	当該用地は、（株）新日鉄土地開発の敷地内に位置しており、用地の所有者である（株）新日鉄土地開発が当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、（株）新日鉄土地開発関西支店と随意契約を行うものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
堺泉北港埠2区工事用地賃借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年4月1日	(株)新日鉄都市開発 関西支店 大阪市北区中之島3-2 -4	会計法第29条の3第4項	-	2,684,244	-	-	当該用地は、(株)新日鉄土地開発の敷地内に位置しており、用地の所有者である(株)新日鉄土地開発が当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)新日鉄土地開発関西支店と随意契約を行うものである。	5	
堺泉北港埠2区作業用地賃借(その3)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年4月1日	(株)島忠 埼玉県さいたま市西区三 櫻5-1555	会計法第29条の3第4項	-	4,714,577	-	-	当該工事用地は、ホームズ堺浜店の敷地内に位置しており、用地の所有者である(株)島忠が当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)島忠と随意契約を行うものである。	5	
堺泉北港埠2区作業用地賃借(その4)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年4月1日	(株)関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町1-1 3-20	会計法第29条の3第4項	-	2,648,016	-	-	当該工事用地は、ケーズデンキ シーサイドステージ堺浜店の敷地内に位置しており、用地の所有者である(株)関西ケーズデンキが当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)関西ケーズデンキと随意契約を行うものである。	5	
堺泉北港埠2区作業用地賃借(その5)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年5月1日	(株)万代 東大阪市渋川町3-9- 25	会計法第29条の3第4項	-	1,608,387	-	-	当該工事用地は、(株)万代 堺物流センターの敷地内に位置しており、用地の所有者である(株)万代が当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)万代と随意契約を行うものである。	5	
堺泉北港埠2区作業用地賃借(その6)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年4月10日	新日本製鐵(株)建材事業部 堺製鐵所 堺市堺区築港八幡町1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,871,100	-	-	工事の施工場所は、新日本製鐵(株)堺製鐵所構内に位置しており、当所の借入条件(近隣の場所、面積等)に見合う用地は新日本製鐵(株)所有の当該用地しかない。このため、用地の所有者である新日本製鐵(株)建材事業部堺製鐵所が当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行うものである。	5	
堺泉北港埠2区作業用地賃借(その7)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 大山 洋志 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市螢池西町3-371	平成21年5月1日	新日本製鐵(株)建材事業部 堺製鐵所 堺市堺区築港八幡町1番地	会計法第29条の3第4項	-	2,907,000	-	-	工事の施工場所は、新日本製鐵(株)堺製鐵所構内に位置しており、当所の借入条件(近隣の場所、面積等)に見合う用地は新日本製鐵(株)所有の当該用地しかない。このため、用地の所有者である新日本製鐵(株)建材事業部堺製鐵所が当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行うものである。	5	
事務所用地賃借 H21.4.1～H22.3.31 役務等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山港湾事務所長 長池 伸治 和歌山港湾事務所 和歌山市湊楽園畑の坪1334	平成21年4月1日	和歌山県知事 和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	-	1,096,640	-	-	事務所所在地が和歌山県有地であるため。	5	
庁舎等警備 H21.4.1～H22.3.31 役務等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局和歌山港湾事務所長 長池 伸治 和歌山港湾事務所 和歌山市湊楽園畑の坪1334	平成21年4月1日	綜合警備保障(株) 和歌山支社 和歌山市東鏡冶屋町49 番地2	会計法第29条の3第4項	-	1,323,000	-	-	機械警備は通常警備に当たる警備業者が独自に開発した機器を使用する。毎年度競争に付した場合は、機器の入替が発生し、多額の設備費用がかかり非常に不経済である。当該機器は通常5年かけて減価償却するため、平成18年7月より5年の予定期で契約をしており、来年度もその期間内である。	14	

契約名称及び内容	契約離等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
建物(事務室)賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中野正則 広島市中区東白島町14-15	平成21年4月1日	(財)玉野産業振興公社 岡山県玉野市築港1-1-3	会計法第29条の3第4項	13,138,500	13,138,500	100.0%	-	本賃貸借は、宇野港湾事務所の事務室及び会議室として、平成13年6月25日より賃貸借契約しているものであるが、平成22年度も引き続き事務室等として使用するため、会計法第29条の3第4項に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	5	
職員宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中野正則 広島市中区東白島町14-15	平成21年4月1日	(有)アuroーラ 広島市安佐南区川内1-1-43	会計法第29条の3第4項	1,187,500	1,187,500	100.0%	-	本賃貸借は、職員用宿舎として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成22年度も同人に引き続き貸与する予定のため。	5	
庁舎賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中野正則 広島市中区東白島町14-15	平成21年4月1日	NTT都市開発(株)中国支店 広島市中区基町6番77号	会計法第29条の3第4項	83,365,020	83,365,020	100.0%	-	本賃貸借は、中国地方整備局本局の事務室及び会議室等として使用するために、平成13年1月6日よりエヌ・ティ・ティ都市開発(株)中国支店と賃貸借契約しているものであるが、平成22年度も引き続き契約を行う必要があるため会計法第29条の3第4項により随意契約を行うものである。	5	
職員宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中野正則 広島市中区東白島町14-15	平成21年4月1日	清和エステート(株) 広島市西区庚午中2丁目3-1	会計法第29条の3第4項	996,000	996,000	100.0%	-	本賃貸借は、職員用宿舎として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成22年度も同人に引き続き貸与する予定のため。	5	
庁舎賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中野正則 広島市中区東白島町14-15	平成21年4月1日	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝三丁目33番1号	会計法第29条の3第4項	27,471,390	27,471,390	100.0%	-	本賃貸借は、広島港湾空港技術調査事務所の事務室及び会議室として、平成13年1月6日より使用しているものであるが、平成22年度も引き続き事務室等として使用する必要があるため、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	5	
水島分室賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 岡良 玉野市築港1-1-3	平成21年4月1日	玉島海運(株) 倉敷市玉島乙島8234番地の13	会計法第29条の3第4項	1,179,108	1,179,108	100.0%	-	本賃貸借は、宇野港湾事務所水島分室の事務室として、昭和58年4月より玉島海運(株)と賃貸借契約しているものであるが、平成22年度も引き続き事務室等として使用するため、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	5	
岩国港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇部港湾事務所長 安部賀 宇部市大字沖宇部字沖の山5254-16	平成21年4月1日	広成建設(株) 広島市東区上大須賀町1-1	会計法第29条の3第4項	3,402,000	3,402,000	100.0%	-	本賃貸借は、宇部港湾事務所第二建設管理官室として使用するために、平成17年4月1日より広成建設(株)と賃貸借契約をしているものであるが、平成22年度も引き続き事務室等として使用するため、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	5	
浜田港事務所賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田秀則 境港市昭和町9	平成21年4月1日	(株)三協商会 鳥取市南吉方1-47	会計法第29条の3第4項	5,292,000	5,292,000	100.0%	-	本賃貸借は、境港湾・空港整備事務所浜田港事務所の事務室として使用するために、平成13年1月1日より(株)三協商会と賃貸借契約しているものであり、平成22年度も引き続き事務室等として使用するため、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	5	
職員宿舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田秀則 境港市昭和町9	平成21年4月1日	昭和産業(有) 浜田市鷺川町97番地10	会計法第29条の3第4項	1,815,000	1,815,000	100.0%	-	本賃貸借は、境港湾・空港整備事務所浜田港出張所の職員用宿舎として賃貸借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成22年度も引き続き貸与することとしている。	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田秀則 境港市昭和町9	平成21年4月1日	鳥取県境港水産事務所 鳥取県鳥取市東町1丁目220	会計法第29条の3第4項	2,757,502	2,757,502	100.0%	-	本賃貸借は、中国地方整備局境港湾・空港整備事務所において使用する庁舎用地を賃貸借契約するものである。 鳥取県が所有する件名物件は、昭和44年から借り上げており、平成22年度も引き続き使用するため、会計法第29条の3第4項により随意契約するものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田秀則 境港市昭和町9	平成21年4月1日	鳥取県鳥取港湾事務所 鳥取県鳥取市港町8	会計法第29条の3第4項	2,248,900	2,248,900	100.0%	-	本賃貸借は、境港湾・空港整備事務所の行う鳥取港千代地区整備事業における消波ブロック製作・仮置用地として貯貯借契約をするものである。平成22年度においても土地を一部使用する必要があり、重量のあるブロックの製作・仮置用地として使用可能な土地は限られており、条件を満たす場所は本箇所しかないことから、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約するもの	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 古田秀則 境港市昭和町9	平成21年4月1日	鳥取県鳥取港湾事務所 鳥取県鳥取市港町8	会計法第29条の3第4項	1,377,151	1,377,151	100.0%	-	本賃貸借は、境港湾・空港整備事務所の行う鳥取港千代地区整備事業における消波ブロック製作・仮置用地として貯貯借契約をするものである。平成22年度においても土地を使用する必要があり、重量のあるブロックの製作・仮置用地として使用可能な土地は限られており、条件を満たす場所は本箇所しかないことから、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約するもの	5	
貨客自動車賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 中嶋 剛 広島市南区宇品海岸10-28	平成21年4月1日	(株)日産ファイナンシャルサービス 広島市中区十日市町1丁目1番9号	会計法第29条の3第4項	894,600	894,600	100.0%	-	本賃貸借は、広島港湾・空港整備事務所及び福山港出張所において、連絡業務等に使用するために、平成17年10月から貯貯借契約しているものである。平成22年度も引き続き使用する必要があり、継続貯借する方が経済的に得策であるため、会計法第29条の3第4項により同社と随意契約するものである。	14	
職員宿舎賃貸借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 中嶋 剛 広島市南区宇品海岸10-28	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,056,000	1,056,000	100.0%	-	本賃貸借は、職員用宿舎として貯貯借契約を行うものであるが、現在職員に貸与中であり、平成22年度も同人に引き続き貸与する予定のため。	5	
海洋環境課用地借入	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 中嶋 剛 広島市南区宇品海岸10-28	平成21年4月1日	吳市長 広島県吳市中央4-1-6	会計法第29条の3第4項	4,276,440	2,644,740	61.8%	-	本借入は、広島港湾・空港整備事務所海洋環境課の敷地として使用する為に、吳市行政財産の使用許可を得て借上しているものであるが、平成22年度も引き続き使用するため、会計法第29条の3第4項により同者と随意契約するもの。	5	
吳港出張所用地借入	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 中嶋 剛 広島市南区宇品海岸10-28	平成21年4月1日	吳市長 広島県吳市中央4-1-6	会計法第29条の3第4項	1,259,643	1,097,488	87.1%	-	本借入は、広島港湾・空港整備事務所吳港出張所の敷地として使用する為に、吳市と貯貯借契約しているものであるが、現在、吳港では道路(1号線)の整備を行っており、引き続き今年度も使用する必要があることから、会計法第29条の3第4項により同者と随意契約するもの。	5	
吳港出張所賃借	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 中嶋 剛 広島市南区宇品海岸10-28	平成21年4月1日	大和リース(株)広島支店 広島市西区楠木町3丁目1番40号	会計法第29条の3第4項	3,276,000	3,276,000	100.0%	-	本賃借は、吳港出張所の事務室として使用する為に、平成13年12月より大和リース(株)広島支店と貯貯借契約しているものであるが、平成22年度も引き続き事務室として使用するため、会計法第29条の3第4項により同者と随意契約するもの。	5	
ポートビュー広島用地借入	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 中嶋 剛 広島市南区宇品海岸10-28	平成21年4月1日	広島市長 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号	会計法第29条の3第4項	4,978,464	4,978,464	100.0%	-	本借入は、広島港湾・空港整備事務所の職員用宿舎として使用するため、広島市と貯貯借契約しているものであるが、平成22年度も引き続き使用することから、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約を締結するもの。	5	
サンセリテ21住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,120,000	1,120,000	100.0%	-	職員用宿舎として借りているものであり、引き続き貯貯借することは外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等が不要となり安価になるため随意契約を行っているもの。	5	

契約名称及び内容	契約㈱等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
グランドステイツ太田住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	937,142	937,142	100.0%	—	職員用宿舎として借りているものであり、引き継ぎ賃貸借することは外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等が不要となり安価になるため随意契約を行うものである。	5	
西町住宅1戸賃貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成21年4月1日	(株)穴吹ハウジング サービス 香川県高松市船屋町3 -6	会計法第29条の3第4項	912,286	912,286	100.0%	—	職員用宿舎として借りているものであり、引き継ぎ賃貸借することは外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ敷金及び仲介料等が不要となり安価になるため随意契約を行うものである。	5	
住友生命高松ビル賃貸借	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成21年4月1日	住友生命保険(相) 大阪府大阪市中央区城 見1-4-35	会計法第29条の3第4項	18,493,200	18,493,200	100.0%	—	四国地方整備局高松港湾空港技術調査事務所の庁舎として使用するものである。当方の希望する条件(敷地面積・執務室の面積・利便性)を満たす物件は当物件しかない。また、競争の程度、移転を行うことは移転準備や費用等が必要となり、行政事務に支障をきたすため随意契約を行うものであ	5	
情報提供業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成21年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座 5-16-8	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	—	中央省庁や地方自治体の動向について、情報提供を受けるほか、内外の政治、経済、社会ニュースについても確かに迅速に提供を受けるものである。専門の「I-JAMP」を用いた中央省庁、自治体に配置した取材記者からの記事を迅速に校正、処理できるシステム「時事通信社I-JAMPセンター」は同社が独自に開発し、そこで配信される情報は全て同社が著作権を有することから随意契約を行うものである。	12	
港湾空港WANシステム機器等保守業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 西本 光宏 香川県高松市サンポート3番33号	平成21年4月1日	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2 -7-1	会計法第29条の3第4項	16,266,800	16,266,800	100.0%	—	四国地方整備局港湾空港WANシステムを円滑かつ効率的に運用するためにネットワーク機器、ネットワークソフトウェアの保守業務を行っているものである。保守業務を行う機器は賃貸借を行っているものであり、対象機器の所有権は賃貸借の契約相手先となるため随意契約を行うものである。	14	
高松空港監督員詰所賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	大和リース(株)高松支店 高松市中新町11番地1	会計法第29条の3第4項	2,557,800	2,557,800	100.0%	—	平成17年8月1日から平成22年3月31日迄の4年8ヶ月間を条件に競争契約を行つたものである。建物を取り壊し新たに競争するより再リースした方が経済的であるため、引き継ぎ契約する必要がある。	5	
宿舎賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	(株)西川不動産 高松市新北町10番16 -101号	会計法第29条の3第4項	912,000	912,000	100.0%	—	平成7年4月1日より賃貸借しており、引き継ぎ必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	5	
宿舎賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	(株)穴吹ハウジング サービス 高松市船屋町3番地6	会計法第29条の3第4項	918,000	918,000	100.0%	—	平成12年4月1日より賃貸借しており、引き継ぎ必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	5	
宿舎賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	(株)穴吹コミュニティ 高松市中野町29番7号	会計法第29条の3第4項	900,000	900,000	100.0%	—	平成13年4月1日より賃貸借しており、引き継ぎ必要であり、他の同等の物件を新たに契約する場合と比べ、敷金・仲介料が不要となり安価となるため。	5	
庁舎土地賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	香川県知事 高松市番町4丁目1番1 0号	会計法第29条の3第4項	4,249,469	4,249,469	100.0%	—	庁舎用地としての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き継ぎ契約が必要である。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	三菱化学(株)坂出事業所 坂出市番の州町1番地	会計法第29条の3第4項	6,070,000	4,968,000			灯浮標保管ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が三三菱化学(株)の土地だけであるため引き継ぎ契約が必要である。	5	
高松港港湾工事用地賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	香川県知事 高松市番町4丁目1番10号	会計法第29条の3第4項	9,688,988	9,688,988	100.0%	—	ケーション保管ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き継ぎ契約が必要である。	5	
高松港港湾工事用地賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	三三菱化学(株)坂出事業所 坂出市番の州町1番地	会計法第29条の3第4項	1,210,000	992,250	82.0%	—	ケーション用蓋ブロック保管ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が三三菱化学(株)の土地だけであるため引き継ぎ契約が必要である。	5	
タクシー乗車票使用料	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72番9号	平成21年4月1日	高松タクシーチケット(株) 高松市中野町27番13号	会計法第29条の3第4項	—	1,100,000	—	—	高松港湾・空港整備事務所が所在する高松市浜ノ町及び坂出港事務所が所在する坂出市入船町を拠点とし広範囲にタクシーチケットを使用できるのは高松タクシーチケット(株)だけであるため。	19	
事務所用地賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成21年4月1日	松山市長 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2	会計法第29条の3第4項	2,750,402	2,750,402	100.0%	—	松山市との間で契約締結している当該案件については、継続使用であり、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
三島川之江港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成21年4月1日	四国中央市長 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	会計法第29条の3第4項	1,833,468	1,832,548	99.9%	—	四国中央市との間で契約締結している当該案件については、継続使用であり、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
三島川之江港工事用地賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成21年4月1日	大王製紙(株) 愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号	会計法第29条の3第4項	5,436,022	5,408,133	89.5%	—	三島川之江港の港湾工事を施工するため必要な工事用地を賃貸借するにあたっては、工事施工場所周辺の空き用地を調査した結果、当方が求めている要件(所在地、面積、賃貸借期間等)を満たす用地について他になく、場所が特定され供給者が一に限定されるため。	5	
庁舎敷地借入	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 河西 博 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成21年4月1日	徳島県 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	2,540,247	2,540,247	100.0%	—	事務所所在地が徳島県有地であるため	5	
作業用地借入	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 河西 博 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成21年4月1日	徳島県 徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項	841,610	841,610	100.0%	—	金礦詰所所在地が徳島県有地であるため	5	
金礦住宅賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 河西 博 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	804,000	804,000	100.0%	—	本賃貸借は当所の職員宿舎(金礦住宅)として借り入れを行うものであるが、周囲の環境や交通手段の利便性、家族構成に伴う宿舎規模、周囲の環境賃貸借料、賃貸借時期などに最も適合する宿舎が他にないため。	5	
第二松茂住宅外1件賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 河西 博 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	—	本賃貸借は当所の職員宿舎(第二松茂住宅並びに第五松茂住宅)として借り入れを行うものであるが、周囲の環境や交通手段の利便性、家族構成に伴う宿舎規模、周囲の環境賃貸借料、賃貸借時期などに最も適合する宿舎が他にないため。	5	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
金磯現場詰所等賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 河西 博 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成21年4月1日	郡ビルド(株) 東京都港区六本木6-1 1-17	会計法第29条の3第4項	2,142,000	2,142,000	100.0%	-	本賃貸借は平成18年3月31日に10年リースの契約が完了したが、以降も同様の物件を使用する必要があり、新規に別途契約を締結した場合、現在の物件の解体及び撤去を行わなくてはならないこと、新たな物件の設置費等を負担しなければならないこと等の理由から再リースを行う方が経済的であるとの判断したため	5	
職員詰所外1件賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長 河西 博 徳島県小松島市小松島町字新港9-14	平成21年4月1日	大和リース(株)徳島営業所 徳島県徳島市万代町2-4-7	会計法第29条の3第4項	2,100,000	2,100,000	100.0%	-	本賃貸借は平成19年3月31日に6年リースの契約が満了したものの、今後も使用する必要があり、出張所の必要箇間に勘案すると、新規取得又は新規にリース契約を締結するよりも、同物件を再リースする方が経済的であると思慮されるため	5	
室津港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	高知県信用漁業協同組合 高知県高知市本町1丁目6番21号	会計法第29条の3第4項	3,270,000	1,582,560	48.4%	-	室津港出張所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	
須崎港出張所賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	大和リース(株)高知営業所 高知県高知市杉井流8番27号	会計法第29条の3第4項	6,550,812	6,550,812	100.0%	-	須崎港出張所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	
作業ヤード賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	15,796,524	15,796,524	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	4,301,274	4,301,274	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その5)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	(株)大洋水工 高知県須崎市線町7番1 2号	会計法第29条の3第4項	2,920,000	2,911,820	99.7%	-	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その6)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	1,014,070	1,014,070	100.0%	-	須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その9)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	1,550,194	1,550,194	100.0%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
土地賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,320,000	789,470	60.6%	-	高知港における港湾整備事業の実施に必要な用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
宿舎賃貸借(線町住宅)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	-	当物件は、平成6年度から四国財務局の承認を得て、職員宿舎用として賃貸借契約しており、外の同等の物件を新たに契約する場合に比べ、敷金及び仲介料等が不要となり安価となるため。	5	

契約名称及び内容	契約難等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約終結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
タクシー乗車票使用	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市埋崎874	平成21年4月1日	高知ハイヤー共同チケット(株) 高知県高知市桜島馬場9番8号	会計法第29条の3第4項	—	1,530,000	—	—	本業務は、業務繁忙期等において官用車が不足する場合や緊急時等の交通手段を確保することにより、円滑な業務遂行を図ることを目的として、タクシーを利用するものである。利用にあたっては、当所が所在する高知市を拠点とし、当該乗車票が広範囲にわたり使用できる必要がある。同社は、高知市内全域及び高知県内のタクシー会社で使用可能なタクシーチケットを取り扱っているため。	19	
作業ヤード賃貸借(その10)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市埋崎874	平成21年6月26日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	2,653,461	2,653,461	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その8)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市埋崎874	平成21年6月30日	住友大阪セメント(株)四国支店 香川県高松市丸ノ内4番4号	会計法第29条の3第4項	8,820,000	8,785,458	99.6%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
事務所共益費	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長 藤野 正宏 高松市番町1-6-1	平成21年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	会計法第29条の3第4項	—	5,605,794	—	—	本業務は、当事務所賃借に応じる、電気、ガス、水道、保安警備その他維持管理に係る業務を履行するものである。それらは、ビル賃貸借契約上の付帯条件となっていることから、当ビルの貸主である住友生命保険相互会社と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである	19	
ハルス21住宅1戸賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長 藤野 正宏 高松市番町1-6-1	平成21年4月1日	ハルス(株) 高松市高松町66	会計法第29条の3第4項	845,714	845,714	100.0%	—	本住宅は、平成13年1月より事務所職員宿舎としてハルス(株)と継続して賃貸借契約を締結しているものである。引き続き当局の宿舎設置計画上必要な物件であることから、同社と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
アーバン茵住宅1戸賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長 藤野 正宏 高松市番町1-6-1	平成21年4月1日	(株)穴吹ハウジングサービス 高松市相生町3-6	会計法第29条の3第4項	866,571	866,571	100.0%	—	本住宅は、平成13年1月より事務所職員宿舎として(株)穴吹ハウジングサービス(平成19年7月1日付貸主変更)と継続して賃貸借契約を締結しているものである。引き続き当局の宿舎設置計画上必要な物件であることから、同社と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	5	
鳴島小松島港防波堤資材実験施設維持管理業務	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長 藤野 正宏 高松市番町1-6-1	平成21年4月1日	郡リース(株)鳴島支店 鳴島市沖浜東2-13	会計法第29条の3第4項	3,732,000	3,732,000	100.0%	—	本施設は、産業副産物の有効利用についての技術開発、産業副産物の生物への影響・効果の研究のため海水を取り入れられる人工水路等の海水浄化実験施設を貯蔵するものである。本施設は平成19年度より3年リースにより郡リース(株)鳴島支店と賃貸借契約しているものであり、21年度でリース期間が終了するが、研究の継続のため、引き続き本施設が必要となり、新たに実験施設を設置するよりも再リースする方が経済的である。よって、引き続き同社と会計法第29条の3第4項に基づき隨意契約するものである。	14	
福岡空港埋蔵文化財調査委託	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成21年4月1日	福岡市 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	96,809,783	96,809,783	100.0%	—	文化財保護法及び関係法令の規定により、福岡市内の発掘調査は、同市教育委員会が実施することとなるため。	1	
会議室賃貸借	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成21年4月1日	(株)東福ビル 福岡市博多区博多駅東2-9-13	会計法第29条の3第4項	5,861,299	5,861,294	100.0%	—	当該場所、スペースでなければ、会議室としての利用が不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放送受信料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成21年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	2,123,720	2,123,720	100.0%	—	放送法に基づき同協会との受信契約が義務づけられているため。	1	
閑門航路(六連島西側地区)航路(-15m)浚渫[暫定-14m]工事等により発生する土砂投棄料	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成21年4月23日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	312,900,000	312,900,000	100.0%	—	浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄りで、かつ、受け入れ可能な土捨場を選定せざるを得ず、競争性がないため。	14	
建物465.85m <sup>2</sup> 賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年4月1日	第一警備保障(株) 北九州市戸畠区川代2-1-2	会計法第29条の3第4項	2,880,000	2,112,600	73.4%	—	当該場所でなければ効率的経済的に事業を執行することが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地3,840m <sup>2</sup> 賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年4月1日	新日鉄エンジニアリング(株) 東京都千代田区大手町2-6-3	会計法第29条の3第4項	2,442,240	2,442,240	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地8,418.69m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	42,099,100	42,099,100	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地3,354.39m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	16,776,495	16,776,495	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地4,789.45m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	5,214,753	5,214,753	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
新若戸道路沈埋トンネル部(4・5号函)築造工事により発生する土砂投棄料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年6月11日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	2,657,268	2,657,268	100.0%	—	浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄りで、かつ、受け入れ可能な土捨場を選定せざるを得ず、競争性がないため。	14	
建物93.58m <sup>2</sup> 賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	平成21年4月1日	日本コーカス工業(株)九州事務所 大牟田市小浜町1-2-1	会計法第29条の3第4項	3,317,680	3,317,680	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
倉庫2棟賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	平成21年4月1日	大和リース(株)福岡支店 福岡市博多区東比恵1-4-5	会計法第29条の3第4項	882,000	882,000	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地826.61m <sup>2</sup> 賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局唐津港湾事務所長 九州地方整備局唐津港湾事務所 唐津市二タ子3丁目216-1	平成21年4月1日	河原石油(株) 伊万里市新天町61番地	会計法第29条の3第4項	3,340,000	3,194,020	95.6%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地2633.54m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局唐津港湾事務所長 九州地方整備局唐津港湾事務所 唐津市二タ子3丁目216-1	平成21年4月1日	佐賀県 唐津市二タ子3丁目1番地5	会計法第29条の3第4項	1,896,480	1,896,480	100.0%	—	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約終結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地2, 976. 60平方米借受料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成21年4月1日	長崎県長崎振興局長崎港湾課事務所長 長崎市国分町3-30	会計法第29条の3第4項	9,263,233	9,263,233	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
建物66. 46平方米賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成21年4月1日	ジブラルタ生命保険(株) 東京都千代田区永田町2-13-10	会計法第29条の3第4項	1,518,300	1,518,300	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
建物53. 0平方米賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	936,000	936,000	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
宿舎2戸賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,690,000	1,690,000	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
建物72平方米賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72	平成21年4月1日	(株)NTT西日本アセット・プランニング九州支店 福岡市博多区博多駅南1-3-6	会計法第29条の3第4項	1,826,496	1,826,496	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
土地2,768. 47m <sup>2</sup> 貸付料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所 鹿本市川尻2丁目8-61	平成21年4月1日	熊本県 熊本市水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項	3,932,702	3,932,702	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地1,845. 82m <sup>2</sup> 貸付料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所 鹿本市川尻2丁目8-61	平成21年4月1日	熊本県 熊本市水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項	1,151,904	1,151,904	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地20, 239. 13m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	平成21年4月1日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	3,306,446	3,306,446	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地1, 875. 01m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	平成21年4月1日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,050,737	1,050,737	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
宿舎2戸賃貸借(1)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,344,000	1,344,000	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
宿舎2戸賃貸借(2)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,560,000	1,560,000	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
宿舎1戸賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	平成21年4月1日	(株)西村 日向市大字日知屋158-37-2	会計法第29条の3第4項	840,000	840,000	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地13, 860m <sup>2</sup> 賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	平成21年6月18日	旭化成(株)延岡支社 延岡市旭町2-1-3	会計法第29条の3第4項	4,772,827	4,410,000	92.4%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地4,678.00m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所 鹿児島市城南町23-1	平成21年4月1日	鹿児島市 鹿児島市山下町11番1号	会計法第29条の3第4項	12,152,760	12,152,760	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地12,809.50m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所 鹿児島市城南町23-1	平成21年4月1日	鹿児島地域振興局 鹿児島市小川町3-56	会計法第29条の3第4項	1,854,640	1,854,640	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地1676.74m <sup>2</sup> 賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局門前航路事務所長 九州地方整備局門前航路事務所 北九州市小倉北区浅野3丁目7-38	平成21年4月1日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	1,156,444	1,156,444	100.0%	-	当該場所でなければ公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
仙台第4合同庁舎上水道料・東北運輸局分担のみ	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に水道供給を行うものがいないため	8	
仙台第4合同庁舎下水道料・東北運輸局分担のみ	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	仙台市水道事業管理者 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に水道供給を行うものがいないため	8	
宮城運輸支局他上水道料分担	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	自動車検査独立行政法人(独) 東京都新宿区本塙町8番の2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	庁舎の水道供給契約は自動車検査独立行政法人が代表して契約しており、分担金を自動車検査独立行政法人に支払うこととなっているため	8	
郵便料金	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-26	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	他に郵便業務を行うものがいないため	9	
電話料	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	ソフトバンクテレコム(株) 東京都江東区新砂1-8-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	8	
電話料	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約のため	8	
携帯電話通話料	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	長期継続契約であり、割引サービスにより有利な料金になっているため	10	
高速道路別納料金	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	(株)ジェーシーピー 東京都港区南青山5-1-22	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いでの振り込みが可能である唯一の法人であるため	14	
小名浜庁舎敷地県有財産賃貸借契約	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 木場 宣行 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	平成21年4月1日	福島県 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	857,988	857,988	100.0%	-	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
関東運輸局における行政情報システムの運用に係る保守管理	支出負担行為担当官 関東運輸局長 神谷俊広 関東運輸局 横浜市中区北仲通5-57	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 東京都港区港南1-9-1	会計法第29条の3第4項	9,168,560	8,498,700	92.7%	-	国土交通省において契約された同一物件に対する保守契約の追加契約であり、会計法第29条の3第4項に該当するため	14	
デジタル印刷機賃貸借(局×2、愛知、静岡分)	支出負担行為担当官 中部運輸局長 中田 徹 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成21年4月1日	理想科学工業(株)理想 名古屋支店 名古屋市中区大須4-10-32	会計法第29条の3第4項	856,000	856,000	100.0%	-	本契約は、当初リース契約を締結しており期間終了まで当該機種を必要とするため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
国土交通省行政情報ネットワークシステムの運用・管理及び保守	支出負担行為担当官 中部運輸局長 中田 勲 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 東京都港区港南1丁目9番1号	会計法第29条の3第4項	5,652,816	5,455,800	96.5%	-	国土交通省と同一のシステムで運用を行っているネットワークシステムにおいて、当該システムに対し複数の事業者が混在して運用管理等を行うことは、障害時等の迅速な対応及びセキュリティーの確保の点から非常に危険性が高く、一括的に運用管理していくことが必要であるため	19	
岐阜運輸支局飛驒自動車検査登録事務所職員宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 中部運輸局長 中田 勲 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,560,000	1,560,000	100.0%	-	本契約は、高山市内に公務員宿舎が確保できないために行うものである。前年度からの契約事業者であり、場所が限定されているため	19	
電気供給契約	支出負担行為担当官 中部運輸局長 中田 勲 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成21年4月1日	自動車検査(独) 東京都新宿区本塩町8-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	共通管理経費支払要領に基づく分担金の立替払いであるため	19	
ガス供給契約	支出負担行為担当官 中部運輸局長 中田 勲 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成21年4月1日	自動車検査(独) 東京都新宿区本塩町8-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	共通管理経費支払要領に基づく分担金の立替払いであるため	19	
水道供給契約	支出負担行為担当官 中部運輸局長 中田 勲 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成21年4月1日	自動車検査(独) 東京都新宿区本塩町8-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	共通管理経費支払要領に基づく分担金の立替払いであるため	19	
郵便料金受納	支出負担行為担当官 中部運輸局長 中田 勲 名古屋市中区三の丸2-2-1	平成21年4月1日	郵便事業(株) 名古屋市中区大須3-1-10	会計法第29条の3第4項	-	-	-	-	郵便法に基づく郵便料金であるため	9	
クライアントパソコンの貰貸借契約	中国運輸局長 原克彦 広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	JA三井リース(株) 東京都中央区日本橋1-4-1	会計法第29条の3第4項	284,256	284,256	100.0%	-	PCの新規調達は難しいため、再リースを行った。リースのため相手方を変更できない。	14	
クライアントパソコンの貰貸借契約	中国運輸局長 原克彦 広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	87,948	87,948	100.0%	-	PCの新規調達は難しいため、再リースを行った。リースのため相手方を変更できない。	14	
函館空港エア・フロント・オアシス維持運用業務委託	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区九段南1-1-15	平成21年4月1日	函館市 北海道函館市	会計法第29条の3第4項	1,623,113	1,623,113	100.0%	-	函館市との取り決めにより、エア・フロント・オアシス施設の運用・管理は委託契約に基づき実施することとなっているため。	4	
廃芥処理作業	分任支出負担行為担当官 成田空港事務所 片岡 久志 千葉県成田市古込字込前133	平成21年4月1日	(株)ナリコー 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	会計法第29条の3第4項	1,316,700	1,316,700	100.0%	-	成田市により一般廃棄物収集・運搬の許可を受けた当該地区を営業区域とする唯一の業者であるため。	4	
平成21年度東京空港事務所廈冷熱・温熱受給	分任支出負担行為担当官 東京空港事務所 古川 義則 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成21年4月1日	東京空港冷暖房(株) 東京都大田区羽田空港3-5-9	会計法第29条の3第4項	65,696,826	65,696,826	100.0%	-	国有財産法に基づく使用許可及び空港管理規則に基づく構内営業承認を受けて供給を行うことが可能な唯一の業者であるため。	8	
平成21年度 廃芥排出処理	分任支出負担行為担当官 東京空港事務所 古川 義則 東京都大田区羽田空港3-3-1	平成21年4月1日	(株)櫻商会 東京都大田区京浜島2-14-11	会計法第29条の3第4項	5,071,059	5,071,059	100.0%	-	大田区との取り決めにより、廃芥は当該地区で焼却処理を行う必要があり、また、東京都が空港内の一般廃棄物処理を行う施設として唯一許可した処理施設を管理する業者であるため。	4	
創路空港事務所給排水供給契約	分任契約担当官 創路空港事務所 竹川 次則 北海道創路市鶴丘2-260	平成21年4月1日	創路空港ビル(株) 北海道創路市鶴丘2	会計法第29条の3第4項	2,828,043	2,828,043	100.0%	-	創路空港は上下水道が整備されておらず、空港内の給排水を一元的に管理している当該者が唯一の供給業者であるため。	8	
航空保安施設用地借り上げ(東京国際空港進入灯台敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区九段南1-1-15	平成21年4月1日	東京都東京港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	1,511,196	1,511,196	100.0%	-	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安施設用地借り上げ(東京国際空港進入路指示灯敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区九段南1-1-15	平成21年4月1日	東京都東京港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	1,286,820	1,286,820	100.0%	-	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安施設用地借り上げ(東京国際空港進入路指示灯敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区九段南1-1-15	平成21年4月1日	東京都東京港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	2,309,976	2,309,976	100.0%	-	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
航空保安施設用地借り上げ(東京国際空港進入路指示灯敷地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	東京都東京港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	2,317,116	2,317,116	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借り上げ(成田空港)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	成田国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	51,210,028	51,210,028	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借り上げ(青森空港)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	青森空港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	1,080,000	1,080,000	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借り上げ(福島空港)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	福島県福島空港事務所長	会計法第29条の3第4項	837,000	837,000	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借り上げ(松本空港)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	東京都東京港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	824,115	824,115	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借り上げ(八丈島空港)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	長野県松本空港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	979,200	979,200	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(青森空港SSR用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	青森県知事	会計法第29条の3第4項	1,050,000	1,050,000	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(青森空港GS用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	青森県知事	会計法第29条の3第4項	1,474,887	1,474,887	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(花巻空港VOR/DME用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	花巻空港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	2,141,040	2,141,040	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(松本空港VOR/DME用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	長野県松本空港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	2,978,375	2,978,375	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(福島空港LOC, GS用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	福島県福島空港事務所長	会計法第29条の3第4項	1,782,520	1,782,520	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(帯広空港ILS, VOR/DME用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	帯広市長	会計法第29条の3第4項	1,005,400	1,005,400	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(女満別空港ILS, SSR用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	北海道知事	会計法第29条の3第4項	1,509,655	1,509,655	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(台場VOR/DME用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	東京都東京港管理事務所長	会計法第29条の3第4項	9,714,644	9,714,644	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(庄内空港ILS用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	庄内総合支庁長	会計法第29条の3第4項	1,449,616	1,449,616	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借り上げ(成田空港共同溝及び埋設管路用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	成田国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	2,397,144	2,397,144	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
航空保安無線施設用地の借上げ(旭川空港VOR/DME、ILS、AEIS、WGS用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	旭川市長	会計法第29条の3第4項	3,239,527	3,239,527	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ(八丈島空港NDB用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年4月1日	八丈支庁長	会計法第29条の3第4項	1,758,240	1,758,240	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
庁舎用地の借上げ(静岡空港)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年6月4日	静岡県知事	会計法第29条の3第4項	1,123,200	1,123,200	100.0%	—	空港事務所等庁舎用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
航空保安無線施設用地の借上げ(静岡空港VOR/DME用地)	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	平成21年6月4日	静岡県知事	会計法第29条の3第4項	3,716,530	3,716,530	100.0%	—	航空保安施設用地として所有者から借用するものであるから、相手方が特定されているため。	5	
富山空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	富山県	会計法第29条の3第4項	12,051,648	12,051,648	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
岡山空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	岡山県	会計法第29条の3第4項	1,289,613	1,289,613	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
鳥取空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	鳥取県	会計法第29条の3第4項	3,873,161	3,873,161	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
隱岐空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	島根県	会計法第29条の3第4項	1,132,170	1,132,170	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
出雲空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	島根県	会計法第29条の3第4項	1,499,790	1,499,790	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
石見空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	島根県	会計法第29条の3第4項	1,843,340	1,843,340	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
佐賀空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	佐賀県	会計法第29条の3第4項	2,321,420	2,321,420	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
山口宇部空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	山口県	会計法第29条の3第4項	4,787,162	4,787,162	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
長崎空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	長崎県	会計法第29条の3第4項	8,466,634	8,466,634	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
対馬空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	長崎県	会計法第29条の3第4項	5,730,840	5,730,840	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
上五島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	長崎県	会計法第29条の3第4項	1,406,880	1,406,880	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
福江空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	長崎県	会計法第29条の3第4項	7,429,500	7,429,500	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新里子島航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	鹿児島県	会計法第29条の3第4項	999,635	999,635	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
屋久島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	鹿児島県	会計法第29条の3第4項	3,519,699	3,519,699	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
奄美空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	鹿児島県	会計法第29条の3第4項	2,506,531	2,506,531	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
徳之島空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	鹿児島県	会計法第29条の3第4項	1,292,823	1,292,823	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
但馬空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	兵庫県	会計法第29条の3第4項	1,188,000	1,188,000	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
南紀白浜空港航空保安施設用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	和歌山县	会計法第29条の3第4項	1,796,750	1,796,750	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
神戸空港出張所(航空保安施設用地)	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	神戸市	会計法第29条の3第4項	28,002,308	28,002,308	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
中部国際空港用地賃貸借(芦屋・管制塔等用地)	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	中部国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	211,783,181	211,783,181	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
中部国際空港内共同溝	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	中部国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	6,838,592	6,838,592	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
中部国際空港内埋設管路	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	中部国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	29,176,758	29,176,758	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	284,548,312	284,548,312	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	6,384,637	6,384,637	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	2,108,084	2,108,084	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	1,548,393	1,548,393	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	13,549,870	13,549,870	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	9,040,478	9,040,478	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
関西国際空港進入灯ケーブル維持管理に係るマンホール使用契約	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	3,715,554	3,715,554	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
関西国際空港B共同溝等使用契約	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	21,900,719	21,900,719	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
関西国際空港用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	2,989,122	2,989,122	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港2期島共同溝使用契約	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	42,164,390	42,164,390	100.0%	—	所有者と使用契約を締結するため	12	
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	2,270,863	2,270,863	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	5,324,369	5,324,369	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	9,126,379	9,126,379	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
関西国際空港2期用地賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	10,632,748	10,632,748	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
広島西飛行場RAG局舎用地	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	広島県	会計法第29条の3第4項	2,982,030	2,982,030	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
名古屋飛行場ARTS庁舎敷地等賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	愛知県	会計法第29条の3第4項	4,837,740	4,837,740	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
名古屋飛行場管理庁舎等賃貸借	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	愛知県	会計法第29条の3第4項	857,304	857,304	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
八尾空港航空機検査官室借上	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	大阪国際空港ターミナル(株)	会計法第29条の3第4項	4,514,268	4,514,268	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
移転補償債務等委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	(独)空港周辺整備機構	会計法第29条の3第4項	3,151,660,000	3,151,660,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	1	
移転補償債務等委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	(独)空港周辺整備機構	会計法第29条の3第4項	112,681,671	112,681,671	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	1	
緩衝緑地帯等整備事務委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	(独)空港周辺整備機構	会計法第29条の3第4項	2,332,885,000	2,332,885,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	1	
緩衝緑地帯等整備事務委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	(独)空港周辺整備機構	会計法第29条の3第4項	1,059,000,000	1,059,000,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
大阪国際空港エアフロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	伊丹市	会計法第29条の3第4項	1,555,500	1,555,500	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	4	
松山空港エアフロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	松山市	会計法第29条の3第4項	1,201,800	1,201,800	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	4	
旧名古屋空港エアフロントオアシス施設維持運用業務委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	小牧市	会計法第29条の3第4項	1,252,900	1,252,900	100.0%	—	地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	4	
関西国際空港1期進入灯施設における航空灯火・電力監視制御設備更新に関する工事等委託	支出負担行為担当官 片平 和夫 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	関西国際空港(株)	会計法第29条の3第4項	162,000,000	162,000,000	100.0%	—	施設を所有する者に設備更新について委託するもの	12	
大阪国際空港内雨水貯留施設維持管理委託	分任支出負担行為担当官 高橋 和弘 大阪空港事務所 大阪府豊中市螢池西町3-371	平成21年4月1日	豊中市	会計法第29条の3第4項	2,487,000	2,487,000	100.0%	—	大阪国際空港内雨水貯留施設に関する基本協定書及び大阪国際空港内雨水貯留施設の維持管理に関する協定書に基づき、維持管理を豊中市へ委託するため。	4	
上牟田川水系の治水対策施設の維持管理業務委託	分任支出負担行為担当官 猪瀬 俊和 福岡空港事務所 福岡県福岡市博多区 上白井字屋敷295	平成21年4月1日	福岡市長	会計法第29条の3第4項	4,424,700	4,424,700	100.0%	—	上牟田川水系の治水対策で整備した調節池と、福岡市で管理している上牟田川とで一体的に流水管理を行う必要があり、契約の性質が競争を許さないため随意契約を締結したものである。	4	
平成21年度 精油購入	分任支出負担行為担当官 菅野 順 那覇空港事務所 沖縄県那覇市安次嶺531-3	平成21年4月1日	(株)りゅうせきエヘルギー	会計法第29条の3第4項	1,800,000	1,800,000	100.0%	—	当該案件は、化学消防車及び医療作業車の燃料用として使用するものである。上記の車両は、車両制限令により夜間走行、先導車随行の義務等、通行制限を受けている。以上の理由から空港からなるべく近隣で、公道を使用せず給油できる給油所は、左記事業者しかないと想定し、契約相手方とした。	19	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分 一式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	平成21年4月1日	日本環境安全事業(株) 東京都港区芝1-7-17	会計法第29条の3第4項	16,798,400	16,798,400	100.0%	—	本件は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下PCB廃棄物)を処理するもので、PCB廃棄物の処理は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特措法」)により定められた施設以外では不可能であり、PCB特措法に定められた日本環境安全事業者を指定するものである。	1	
船舶放送受信料 一式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	平成21年4月1日	(社)共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	会計法第29条の3第4項	—	1,493,100	—	—	本件は気象観測船浪風丸、啓風丸、高風丸、清風丸及び長風丸において航海に必要な船舶向けの情報を新聞形式でファックス受信することを目的とする。この船舶放送業務は(社)行動通信社しか行っておらず、同社以外と契約することは不可能である。	12	
朝日新聞ほかの購入 一式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	平成21年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,042,876	3,042,876	100.0%	—	本件は全国紙である朝日新聞を購入するものである。 本件にて調達する新聞各紙は再販売価格が維持されており、販売区域も限定されている。 丸の内新聞事業協同組合は全国紙である朝日新聞他7点全てを取り扱っており、か	10	
利尻・礼文航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 大島 雄 北海道札幌市中央区 北2条西18丁目	平成21年4月1日	宗谷支庁長(北海道) 稚内市末広4-2-27	会計法第29条の3第4項	3,326,400	3,326,400	100.0%	—	宗谷支庁長との間で締結している本業務については、航空気象観測業務の実施に関する協定により委託観測を行っているもので、航空機の運航の安全を図るために、空港の運用管理を行なっている北海道以外に委託可能な者はいないため。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
奥尻航空気象観測所観測業務委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 大島 隆 北海道札幌市中央区 北2条西18丁目	平成21年4月1日	渡島支庁長(北海道) 北海道函館市美原4-6 -16	会計法第29条の3第4項	3,147,000	3,147,000	100.0%	-	渡島支庁長との間で締結している本業務については、航空気象観測業務の実施に関する協定により委託観測を行っているもので、航空機の運航の安全を図るために、空港の運用管理を行なっている北海道以外に委託可能な者はいないため。	4	
中部航空地方気象台映像配信設備の使用	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 佐伯理郎 東京都千代田区大手町 1-3-4	平成21年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア 1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,132,488	1,132,488	100.0%	-	中部国際空港(株)との間で締結している映像配信設備の使用については、空港ターミナルビルにより観測室からの視認が一部困難となるため、同社が設置した空港内監視カメラの映像の分岐を受けることとしている。当該カメラの映像配信設備は、同社のみが提供しているため他の乗客と契約することは不可能である。	12	
石見・陽岐航空気象観測所業務委託	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 瀬上 哲秀 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成21年4月1日	島根県 島根県松江市殿町1番地	会計法第29条の3第4項	11,568,869	11,568,869	100.0%	-	島根県との間で締結している本業務については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同県と締結しているため。	4	
吉岐航空気象観測所観測業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	長崎県知事 長崎県長崎市江戸町2 -13	会計法第29条の3第4項	-	4,090,000	-	-	長崎県との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同県と締結しているため。	4	
小値賀航空気象観測所観測業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	小値賀町長 長崎県北松浦郡小値賀 町笛吹郷2376-1	会計法第29条の3第4項	-	1,501,500	-	-	小値賀町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
上五島航空気象観測所観測業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	新上五島町長 長崎県南松浦郡新上五 島町菅原郷1585-1	会計法第29条の3第4項	-	1,501,500	-	-	新上五島町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
屋久島航空気象観測所観測業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	屋久島町長 鹿児島県熊毛郡屋久島 町小瀬田469-45	会計法第29条の3第4項	-	6,140,400	-	-	屋久島町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
喜界航空気象観測所観測業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	喜界町長 鹿児島県大島郡喜界町 大字湾1746	会計法第29条の3第4項	-	5,733,000	-	-	喜界町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を、同町と締結しているため。	4	
種之島航空気象観測所観測業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	天城町長 鹿児島県大島郡天城町 平土野2691-1	会計法第29条の3第4項	-	5,850,000	-	-	天城町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
沖永良部航空気象観測所観測業務研修	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	和泊町長 鹿児島県大島郡和泊町 和泊10	会計法第29条の3第4項	-	5,943,000	-	-	和泊町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
与論航空気象観測所観測業務	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	与論町長 鹿児島県大島郡与論町 茶花32-1	会計法第29条の3第4項	-	5,670,000	-	-	与論町との間で締結している観測業務契約については、航空気象観測所業務の実施に関する協定を同町と締結しているため。	4	
福岡航空測候所宿舎借上	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	(独)都市再生機構九州 支社 福岡県福岡市中央区長 浜2-2-4	会計法第29条の3第4項	7,831,200	7,831,200	100.0%	-	(独)都市再生機構と締結している福岡航空測候所宿舎借上契約については、職員宿舎として、平成18年度から職員が入居しており、毎年度入札を行った場合、入居者の移転経費負担が発生する恐れがあるため、引き続き借り上げを継続する必要があるため。	19	
福岡航空測候所種子島空港出張所宿舎借上	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年4月1日	睦建設㈱ 鹿児島県西之表市東町 151	会計法第29条の3第4項	2,494,800	2,494,800	100.0%	-	睦建設㈱と締結している種子島空港出張所宿舎借上契約については、職員宿舎として、前年度から職員が入居しており、毎年度入札を行った場合、入居者の移転経費負担が発生する恐れがあるため、引き続き借り上げを継続する必要があるため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
栗国航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官代理 沖縄気象台次長 畔上 弘 沖縄県那覇市橋川1-15-15	平成21年4月1日	栗国村 沖縄県島尻郡栗国村字東367	会計法第29条の3第4項	4,603,200	4,603,200	100.0%	-	栗国村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
多良間航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官代理 沖縄気象台次長 畔上 弘 沖縄県那覇市橋川1-15-15	平成21年4月1日	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2	会計法第29条の3第4項	4,580,100	4,580,100	100.0%	-	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
南大東航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官代理 沖縄気象台次長 畔上 弘 沖縄県那覇市橋川1-15-15	平成21年4月1日	南大東村 沖縄県島尻郡南大東村字南144-1	会計法第29条の3第4項	3,416,700	3,416,700	100.0%	-	南大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
慶良間航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官代理 沖縄気象台次長 畔上 弘 沖縄県那覇市橋川1-15-15	平成21年4月1日	座間味村 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109	会計法第29条の3第4項	4,219,950	4,219,950	100.0%	-	座間味村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
北大東航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官代理 沖縄気象台次長 畔上 弘 沖縄県那覇市橋川1-15-15	平成21年4月1日	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	会計法第29条の3第4項	1,607,550	1,607,550	100.0%	-	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
波照間航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官代理 沖縄気象台次長 畔上 弘 沖縄県那覇市橋川1-15-15	平成21年4月1日	竹富町 沖縄県石垣市美崎町11	会計法第29条の3第4項	2,337,300	2,337,300	100.0%	-	竹富町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
与那国航空気象観測所業務委託1式	支出負担行為担当官代理 沖縄気象台次長 畔上 弘 沖縄県那覇市橋川1-15-15	平成21年4月1日	与那国町 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129	会計法第29条の3第4項	4,484,550	4,484,550	100.0%	-	与那国町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4	
サイエンス・ダイレクト	支出負担行為担当官 気象研究所長 佐藤信夫 茨城県つくば市長峰1-1	平成21年4月1日	エルゼビア・ピー・ブイ サイエンス・アンド・テクノロジー オランダ王国アムステルダム市ラーダーヴェヒ29	会計法第29条の3第4項	9,035,850	9,035,850	100.0%	-	エルゼビア・ピー・ブイ社が発刊する学術雑誌をWebにより電子ジャーナルとして購読できるのは、同社が提供するサイエンス・ダイレクトの利用のみであり、取扱業者は、書籍の販売元であるエルゼビア・ピー・ブイ・サイエンス・アンド・テクノロジー社のみであ	10	
モニタリングニュース情報提供サービス	支出負担行為担当官 海空保安庁次長 鈴木 久泰 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成21年4月1日	(財)ラジオプレス 東京都新宿区若松町33-8	会計法第29条の3第4項	1,191,960	1,191,960	100.0%	-	国外のラジオ、テレビをモニタリングした情報提供については、唯一(財)ラジオプレスが提供しているため。	19	
ニュース(フラッシュ版)の情報提供サービス	支出負担行為担当官 海空保安庁次長 鈴木 久泰 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成21年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	1,260,000	1,260,000	100.0%	-	時事セネラルニュースについては、唯一(株)時事通信社が提供しているため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
船舶動静情報提供サービス	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 鈴木 久泰 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成21年4月1日	フェアフィールドジャパン(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	2,284,128	2,284,128	100.0%	-	船舶情報、船主情報、各船舶の過去3年以上の動静履歴については、唯一フェアフィールドジャパン(株)が24時間体制で情報提供しているため。	19	
定期刊行物(朝日新聞)72部ほか7点販入	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 鈴木 久泰 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成21年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	1,792,680	1,792,680	100.0%	-	朝日新聞他の購入については、海上保安庁の所在地において、丸の内新聞事業協同組合が唯一販売を行っている業者である。よって唯一の相手方である上記組合と随意契約を行うものである。	10	
官報掲載	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 鈴木 久泰 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成21年4月1日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	-	9,543,240	-	-	当該業務については、(独)国立印刷局が唯一行っているため。	1	
海上保安学校訓練場敷地借上	支出負担行為担当官 海上保安学校長 眞鍋 洋 京都府舞鶴市長浜2001	平成21年4月1日	新日本石油(株) 東京都港区西新橋1-3-12	会計法第29条の3第4項	2,749,540	2,749,540	100.0%	-	海上保安学校の管理地内にある民有地であり、同土地の所有者であるため。	5	
本地塊中継所及び大野送信所敷地借上	支出負担行為担当官代理 第一管区海上保安本部次長 代市 修 北海道小樽市港町5-3	平成21年4月1日	北斗市 北海道北斗市中央1-3-10	会計法第29条の3第4項	1,440,000	1,440,000	100.0%	-	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	5	
十勝太ロランC局敷地借上	支出負担行為担当官代理 第一管区海上保安本部次長 代市 修 北海道小樽市港町5-3	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,465,715	1,465,715	100.0%	-	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	5	
網走無線方位信号所局舎敷地借上	支出負担行為担当官代理 第一管区海上保安本部次長 代市 修 北海道小樽市港町5-3	平成21年4月1日	網走市 北海道網走市南6条東4	会計法第29条の3第4項	3,893,399	3,893,399	100.0%	-	行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるため、競争の余地がない。	5	
平成21年度NHK放送受信料	支出負担行為担当官代理 第一管区海上保安本部次長 代市 修 北海道小樽市港町5-3	平成21年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	-	1,629,820	-	-	放送法に基づき、テレビを設置した者は、協会と契約をしなければならないため。	1	
平成21年度NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 埼玉市真山通3-4-1	平成21年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	-	1,260,225	-	-	NHK放送受信料(法令による)	1	
平成21年度小名浜港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 埼玉市真山通3-4-1	平成21年4月1日	福島県 福島原福島市杉表町2-16	会計法第29条の3第4項	1,977,268	1,977,268	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
平成21年度育森港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 埼玉市真山通3-4-1	平成21年4月1日	青森市 青森県青森市中央1-2-5	会計法第29条の3第4項	1,093,239	1,093,239	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
平成21年度宿舎借上料(アーバンライフ21)	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 埼玉市真山通3-4-1	平成21年4月1日	(有)星野産業 秋田県秋田市寺内堂の沢2-15-14	会計法第29条の3第4項	1,638,000	1,638,000	100.0%	-	借受する側からの申込みにより契約が成立するものであり、借受対象の選定は複数の候補の中から選定している。	19	
平成21年度宿舎借上料(ガーサ向山)	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 三木 基実 埼玉市真山通3-4-1	平成21年4月1日	大和リビング(株) 宮城県仙台市泉区八乙女1-5-11	会計法第29条の3第4項	847,800	847,800	100.0%	-	借受する側からの申込みにより契約が成立するものであり、借受対象の選定は複数の候補の中から選定している。	19	
有償借上(ラフェーリア宇佐美日セット3076)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	(株)日刊現代 東京都中央区築地3-5-4	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(潜在事犯建物借料3076)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	(有)アベックスプランニング 東京都品川区東五反田2-4-4	会計法第29条の3第4項	860,000	860,000	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(本牧レーダー局局舎敷地使用料3029)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島 清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	横浜市 神奈川県横浜市中区港町1-1	会計法第29条の3第4項	1,572,612	1,572,612	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
有償借上(伊東MPS事務室3073-1)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	伊東マリンタウン(株) 静岡県伊東市湯川571-19	会計法第29条の3第4項	3,483,912	3,483,912	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(伊東MPS保留施設3073-3)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	伊東マリンタウン(株) 静岡県伊東市湯川571-19	会計法第29条の3第4項	906,150	906,150	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(新島ロラン局敷地使用料3056)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	新島村 東京都新島村本村1-1-1	会計法第29条の3第4項	13,494,400	13,494,400	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(大井信号所使用料3060)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,046,064	1,046,064	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(晴海信号所敷地及びケーブル埋設借料3036)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,120,560	1,120,560	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(茨城借上宿舎使用料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,680,000	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(湘南保安署宿舎使用料3020)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	神奈川県 神奈川県茅ヶ崎市汐見台1-7	会計法第29条の3第4項	858,119	858,119	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(13号地信号所借料ほか1件3028. 3065)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	(財)日本海事科学振興財団 東京都品川区東八潮3-1	会計法第29条の3第4項	4,743,192	4,743,192	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(潜在事犯対策建物借料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	(有)新清 東京都渋谷区神宮前1-21-10-31	会計法第29条の3第4項	1,599,600	1,599,600	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(15号地信号所(南北棟)建物使用料)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	831,444	831,444	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(神ヶ浦浮標基地敷地使用料3033)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	千葉県 千葉県千葉市中央区中央港1-6-1	会計法第29条の3第4項	1,985,920	1,985,920	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(東京保安部船艇基地敷地使用料ほか1件)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	3,417,324	3,417,324	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(10号地信号所敷地使用料3036. 3079)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	1,960,308	1,960,308	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(15号地信号所埋設管路[若洲海浜公園分])	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	東京都 東京都港区海岸2-7-104	会計法第29条の3第4項	3,066,552	3,066,552	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
有償借上(塩浜信号所敷地使用料ほか2件)	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年4月1日	川崎市 神奈川県川崎市川崎区宮本町1	会計法第29条の3第4項	1,029,852	1,029,852	100.0%	-	当該物件等でなければ行政事務等を行うことが不可能であることから場所が限定され、競争を許さないため。	5	
冷房供給	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 牛島清 神奈川県横浜市中区北仲通5-5	平成21年6月30日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,451,645	2,451,645	100.0%	-	空港施設管理法により空港施設内で唯一供給業務を行う者であり、他に要求する内容に合致した契約を履行できる者が存在しないため。	16	

契約名称及び内容	契約取扱いの氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舎料(常滑)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	(有)昭和物産 愛知県常滑市末広町3-29	会計法第29条の3第4項	1,668,000	1,668,000	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
借上宿舎料(常滑)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	常滑市 愛知県常滑市新開町4-1	会計法第29条の3第4項	7,980,000	7,980,000	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
借上宿舎料(常滑)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	(株)オントック 愛知県小牧市西之島字鳥海道57-1	会計法第29条の3第4項	2,340,000	2,340,000	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
借上宿舎料(伊勢湾センター)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	(株)テクノ中部 愛知県名古屋市港区大江3-12	会計法第29条の3第4項	1,717,200	1,717,200	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
借上宿舎料(伊勢湾センター)	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	(有)建物管理ウイング 愛知県豊橋市向山台町13-10	会計法第29条の3第4項	5,880,000	5,880,000	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が原定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
ICカードリーダー等使用	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12号	平成21年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	2,679,600	2,679,600	100.0%	-	中部空港海上保安航空基地において同基地格納庫は当本部の施設であると同時に、中部国際空港の滑走路等空港施設への出入りができる空港施設の一部をなしている。中部国際空港への出入りは中部国際空港(株)のセキュリティを同社からカードリーダー、ICカードを借用せなければ、同基地格納庫への出入りが不可と	5	
中部空港基地庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4項	17,510,454	17,510,454	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
名古屋港海上交通センター土地ほか借料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	名古屋港管理組合 愛知県名古屋市港区入船1-8-21	会計法第29条の3第4項	27,540,093	27,540,093	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約	5	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第四管区海上保安本部長 一葉勝 名古屋市港区入船2丁目3番12	平成21年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南二丁目2-1	会計法第29条の3第4項	1,029,235	1,029,235	100.0%	-	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1	
公務員宿舎賃貸借	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	日和佐不動産(株) 億萬県洞郡美波町奥河内宇寺前198-4	会計法第29条の3第4項	1,128,000	1,128,000	100.0%	-	要求する内容に合致した契約を履行できる者であり、他に履行できる者が存じないため。	5	
神戸大型巡視船陸上施設用地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	神戸市 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	985,752	985,752	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
関西空港海上保安航空基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	83,682,561	83,682,561	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
関西空港海上保安航空基地分庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	14,736,217	14,736,217	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
大阪特殊警備基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	大阪府 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項	8,105,446	8,105,446	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
大阪特殊警備基地訓練敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	大阪府 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22	会計法第29条の3第4項	3,014,762	3,014,762	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	

契約名称及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
高知港湾合同庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	高知県 高知県高知市丸ノ内1-2-20	会計法第29条の3第4項	13,251,329	13,251,329	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
宿毛運輸総合庁舎敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	高知県 高知県高知市丸ノ内1-2-20	会計法第29条の3第4項	876,720	876,720	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
和歌山海上保安部敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	814,200	814,200	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
浮標基地敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中ノ島1-3-20	会計法第29条の3第4項	21,583,672	21,583,672	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
大阪埠頭基地クレーン及び船着場敷地借料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中ノ島1-3-20	会計法第29条の3第4項	1,341,360	1,341,360	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
関西国際空港海上保安航空基地水道料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	関西国際空港(株) 大阪府泉佐野市泉州空港北1	会計法第29条の3第4項	13,108,584	13,108,584	100.0%	-	関空島内は、施設維持管理費等を入居者が負担するよう協定により決定されており、供給者が一に特定されるため。	8	
熱供給料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	関西国際空港熱供給(株) 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	会計法第29条の3第4項	4,812,974	4,812,974	100.0%	-	関空島内は、施設維持管理費等を入居者が負担するよう協定により決定されており、他に履行できる者は存在しないため。	8	
平成21年度放送受信料	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	1,043,560	1,043,560	100.0%	-	法令により契約の相手方が一に限られているため	1	
電気料(西浜コンテナヤード)	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 山内一良 神戸市中央区波止場町1-1	平成21年4月1日	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	会計法第29条の3第4項	1,126,075	1,126,075	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことができないことから、供給者が一に特定されるため競争を許さないもの。	8	
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 林敏博 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成21年4月1日	日本放送協会 広島県広島市中区大手町2-11-10	会計法第29条の3第4項	-	1,331,875	-	-	長期継続契約であるため。	1	
今治海上保安部庁舎借料	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 林敏博 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成21年4月1日	今治市 愛媛県今治市別宮町1-4-1	会計法第29条の3第4項	9,852,334	9,852,334	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
今治海上保安部事務室等借料	支出負担行為担当官 第六管区海上保安本部長 林敏博 広島市南区宇品海岸3-10-17	平成21年4月1日	越智今治農業協同組合 愛媛県今治市北宝来町1-1-5	会計法第29条の3第4項	3,886,692	3,886,692	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であるため。	5	
豊原地方合同庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成21年4月1日	長崎県 長崎県長崎市江戸町2-13	会計法第29条の3第4項	2,026,000	2,026,000	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
平戸(署)庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成21年4月1日	平戸市 長崎県平戸市岩の上町1508番地3	会計法第29条の3第4項	896,400	896,400	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
若狭(署)庁舎敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成21年4月1日	若狭市 長崎県若狭市郷ノ浦町本村652番地	会計法第29条の3第4項	880,000	880,000	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	

契約名称及び内容	契約額等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
福岡航空基地庁舎ほか敷地借上料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成21年4月1日	大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	会計法第29条の3第4項	5,412,475	5,412,475	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
宿舎借上げ	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成21年4月1日	シゲマツ不動産(有) 佐賀県伊万里市立花町3997-5	会計法第29条の3第4項	807,600	807,600	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
宿舎借上げ	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成21年4月1日	シゲマツ不動産(有) 佐賀県伊万里市立花町3997-5	会計法第29条の3第4項	830,400	830,400	100.0%	-	使用目的、立地条件等により競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5	
放送受信料	支出負担行為担当官 第七管区海上保安本部長 星島伸至 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	平成21年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項	2,028,345	2,028,345	100.0%	-	当該放送受信料は、法令の規定により契約の相手方が一に特定されるため。	1	
平成21年度 島取海上保安署 宿舎敷地借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成21年4月1日	島取県知事 島取県島取市東町一丁目220番地	会計法第29条の3第4項	1,165,441	1,165,441	100.0%	-	島取県知事との間に締結している島取海上保安署宿舎敷地借上は当該場所でなければ行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成21年4月1日	(株)昭和不動産 福井県敦賀市本町2丁目9番21号	会計法第29条の3第4項	1,584,000	1,584,000	100.0%	-	(株)昭和不動産との間に締結している公務員宿舎借上は平成20年4月1日から宿舎として借上げているものであり、継続して入居させる必要性があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成21年4月1日	(株)日章土地 福井県敦賀市本町二丁目8番17号	会計法第29条の3第4項	5,136,000	5,136,000	100.0%	-	(株)日章土地との間に締結している公務員宿舎借上は平成20年4月1日から宿舎として借上げているものであり、継続して入居させる必要性があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成21年4月1日	大和リビング(株) 名古屋市中区大須4丁目10番32号	会計法第29条の3第4項	1,908,000	1,908,000	100.0%	-	大和リビング(株)との間に締結している公務員宿舎借上は平成20年1月1日から宿舎として借上げているものであり、継続して入居させる必要性があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
香住地区公務員宿舎借上	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 瓜生晴彦 京都府舞鶴市字下福井901	平成21年4月1日	(有)アシスト 兵庫県美方郡香美町香住区香住82番地の1	会計法第29条の3第4項	3,456,000	3,456,000	100.0%	-	(有)アシストとの間に締結している公務員宿舎借上は平成20年10月1日から宿舎として借上げているものであり、継続して入居させる必要性があることから、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	5	
海上保安庁公務員宿舎借上 (伏木海上保安部その1)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男雅之 新潟市中央区万代2-2-1	平成21年4月1日	(株)朝日不動産 喬山県高岡市京田625	会計法第29条の3第4項	1,344,000	1,344,000	100.0%	-	本契約は、伏木海上保安部職員の宿舎用として宿舎を借上げるものであり、勤務地からの近傍地域、宿舎面積、借上期間等の制約から条件を満たす賃貸物件が他に存在しないため。	5	
海上保安庁公務員宿舎借上 (伏木海上保安部その2)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男雅之 新潟市中央区万代2-2-1	平成21年4月1日	(株)東栄ホーム 富山県高岡市旭ヶ丘46-30	会計法第29条の3第4項	1,944,000	1,944,000	100.0%	-	本契約は、伏木海上保安部職員の宿舎用として宿舎を借上げるものであり、勤務地からの近傍地域、宿舎面積、借上期間等の制約から条件を満たす賃貸物件が他に存在しないため。	5	
海上保安庁公務員宿舎借上 (七尾海上保安部)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男雅之 新潟市中央区万代2-2-1	平成21年4月1日	(株)マグラ 石川県七尾市小丸山台2-51	会計法第29条の3第4項	2,328,000	2,328,000	100.0%	-	本契約は、七尾海上保安部職員の宿舎用として宿舎を借上げるものであり、勤務地からの近傍地域、宿舎面積、借上期間等の制約から条件を満たす賃貸物件が他に存在しないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
海上保安庁公務員宿舎借上(能登海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男 雅之 新潟市中央区万代2-2-1	平成21年4月1日	船登不動産 石川県鳳珠郡船登町宇出津タ字38-4	会計法第29条の3第4項	5,706,000	5,706,000	100.0%	-	本契約は、能登海上保安署職員の宿舎用として宿舎を借り上げるものであり、勤務地からの近傍地域、宿舎面積、借上期間等の制約から条件を満たす買賣物件が他に存在しないため。	5	
海上保安庁公務員宿舎借上(佐渡海上保安署)	支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 岩男 雅之 新潟市中央区万代2-2-1	平成21年4月1日	(株)中村工業 新潟県佐渡市畠野399	会計法第29条の3第4項	2,424,000	2,424,000	100.0%	-	本契約は、佐渡海上保安署職員の宿舎用として宿舎を借り上げるものであり、勤務地からの近傍地域、宿舎面積、借上期間等の制約から条件を満たす買賣物件が他に存在しないため。	5	
八代航標庁舎及び浮標置場敷地借上	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成21年4月1日	熊本県八代港管理事務所 熊本県八代市港町249番地	会計法第29条の3第4項	1,518,168	1,518,168	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行えないことから、供給者が一に特定される買賣借契約であり競争を許さないものであるため。	5	
天草地区宿舎借上げ	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	2,120,040	2,120,040	100.0%	-	建物の買賣借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	5	
天草地区宿舎借上げ	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	1,333,440	1,333,440	100.0%	-	建物の買賣借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	5	
宿舎借上げ	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項	3,120,000	3,120,000	100.0%	-	建物の買賣借契約の性質上代替性が無いことから、供給者が一に特定され、競争を許さないものであるため。	5	
放送受信料	支出負担行為担当官 第十管区海上保安本部長 澤井 弘保 鹿児島市東郡元町4-1	平成21年4月1日	日本放送協会 鹿児島市本港新町4-6	会計法第29条の3第4項	-	1,061,341	-	-	法令の規定により、供給することが可能な業者が一であるため。	8	
慶佐次ロランC局用地借上げ	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 東谷 学 沖縄県那覇市港町2-11-1	平成21年4月1日	東村軍用地等地主会 沖縄県国頭郡東村慶佐次19	会計法第29条の3第4項	24,685,210	24,685,210	100.0%	-	当用地には船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定されるため	5	
慶佐次ロランC局用地借上げ	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 東谷 学 沖縄県那覇市港町2-11-1	平成21年4月1日	東村軍用地等地主会 沖縄県国頭郡東村慶佐次19	会計法第29条の3第4項	52,326,446	52,326,446	100.0%	-	当用地には船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定されるため	5	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 東谷 学 沖縄県那覇市港町2-11-1	平成21年4月1日	(学)嘉数学園 沖縄県那覇市国場555	会計法第29条の3第4項	2,440,306	2,440,306	100.0%	-	当用地には船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定されるため	5	
無線航行援助施設(ロランC)空中線及び付属施設用地借上げ	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 東谷 学 沖縄県那覇市港町2-11-1	平成21年4月1日	(学)尚学学園 沖縄県那覇市国場747	会計法第29条の3第4項	1,626,870	1,626,870	100.0%	-	当用地には船舶の位置測定のための基準となる電波を発するための慶佐次ロランC局舎及び付属施設等が設置されており、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定されるため	5	
電気料(JTA)	支出負担行為担当官代理 第十一管区海上保安本部次長 東谷 学 沖縄県那覇市港町2-11-1	平成21年4月1日	日本トランシオス・シャン 航空(株) 沖縄県那覇市山下町3-24	会計法第29条の3第4項	-	3,124,245	-	-	那覇空港敷地内において電気供給を行っているのが契約相手方のみであるため。	8	